

経済産業省

20230310保局第2号

電気関係報告規則第3条及び第3条の2の運用について（内規）の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和5年3月20日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



電気関係報告規則第3条及び第3条の2の運用について（内規）
の一部を改正する規程

電気関係報告規則第3条及び第3条の2の運用について（内規）（2021
0319保局第1号）の一部を別紙1及び別紙2の新旧対照表のとおり改正す
る。

附 則

1. この規程のうち、別紙1の規程は令和5年3月20日から施行する。
2. この規程のうち、別紙2の規程は令和5年3月31日から施行する。

電気関係報告規則第 3 条及び第 3 条の 2 の運用について（内規）（20210319 保局第 1 号）の一部を改正する規程

新旧対照表

〔改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。〕

改正後	改正前
電気関係報告規則第 3 条及び第 3 条の 2 の<u>運用について</u> 経済産業省大臣官房<u>技術総括・保安審議官</u> 電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号。以下「規則」という。）第 3 条は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。）第 106 条の規定に基づき、事業用電気工作物において、感電等による死傷、電気火災、主要電気工作物の破損、供給支障、ダムによって貯留された流水の異常放流、その他社会的影響の大きい事故が発生したとき、その施設を管理する電気事業者（<u>法第 38 条第 4 項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下同じ。</u>）又は<u>法第 38 条第 4 項に規定する自家用電気工作物（小規模事業用電気工作物を除く。以下同じ。）を設置する者（以下「自家用電気工作物設置者」という。）</u>に対し、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に電気事故に関する報告義務を課すとともに、その報告の範囲、方法等について定めている。 また、規則第 3 条の 2 は、法第 106 条の規定に基づき、<u>小規模事業用電気工作物において、感電等による死傷、電気火災、主要電気工作物の破損が発生したとき、当該小規模事業用電気工作物の設置者</u>に対し、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長への電気事故に関する報告義務を課すとともに、その報告の範囲、方法等について定めている。 本規程は、規則第 3 条及び第 3 条の 2 に基づく報告が適切になされるよう、報告の目的、範囲、方法等について詳細に定めたものであり、電気事業者、自家用電気工作物設置者又は<u>小規模事業用電気工作物の設置者</u>は、本規程に基づいて報告を行うこととする。	電気関係報告規則第 3 条及び第 3 条の 2 の<u>運用について（内規）</u> 経済産業省大臣官房<u>技術総括・保安審議官 太田 雄彦</u> 電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号。以下「規則」という。）第 3 条は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。）第 106 条の規定に基づき、事業用電気工作物において、感電等による死傷、電気火災、主要電気工作物の破損、供給支障、ダムによって貯留された流水の異常放流、その他社会的影響の大きい事故が発生したとき、その施設を管理する電気事業者（<u>法第 38 条第 3 項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下同じ。</u>）又は<u>法第 38 条第 3 項に規定する自家用電気工作物を設置する者（以下「自家用電気工作物設置者」という。）</u>に対し、<u>経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に電気事故に関する報告義務を課すとともに、その報告の範囲、方法等について定めている。</u> また、規則第 3 条の 2 は、法第 106 条の規定に基づき、<u>一般用電気工作物において、感電等による死傷、電気火災、主要電気工作物の破損が発生したとき、当該一般用電気工作物の所有者又は占有者</u>に対し、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長への電気事故に関する報告義務を課すとともに、その報告の範囲、方法等について定めている。 本規程は、規則第 3 条及び第 3 条の 2 に基づく報告が適切になされるよう、報告の目的、範囲、方法等について詳細に定めたものであり、電気事業者、自家用電気工作物設置者又は<u>一般用電気工作物の所有者若しくは占有者</u>は、本規程に基づいて報告を行うこととする。

改正後	改正前
2. 規則第3条及び第3条の2の運用に当たっての留意点 (1)～(3) (略) (4) <u>小規模事業用電気工作物の設置者</u>は、規則第3条の2第1項各号の少なくともいずれか一の事故に該当するときはその旨を直ちに報告する必要がある。同条第2項に規定する「事故の発生を知った時」とは、<u>小規模事業用電気工作物の設置者</u>が事象の発生を覚知し、当該事象が規則第3条の2第1項各号の少なくともいずれか一の事故に該当することを確認した時のことをいう。 また、規則第3条の2第2項前段の規定に基づく報告の際に、複数の号に該当する場合は、より適確に該当すると判断する号により報告することとし、速報の後に他の号に該当することが明らかになった場合は、その旨を規則第3条第2項後段の規定に基づき、事故の詳細を記載した報告書（以下「<u>小規模事業用電気工作物の事故の詳細</u>」という。）を提出することとする。 (5) (略)	2. 規則第3条及び第3条の2の運用に当たっての留意点 (1)～(3) (略) (4) <u>一般用電気工作物の所有者又は占有者</u>は、規則第3条の2第1項各号の少なくともいずれか一の事故に該当するときはその旨を直ちに報告する必要がある。同条第2項に規定する「事故の発生を知った時」とは、<u>一般用電気工作物の所有者又は占有者</u>が事象の発生を覚知し、当該事象が規則第3条の2第1項各号の少なくともいずれか一の事故に該当することを確認した時のことをいう。 また、規則第3条の2第2項前段の規定に基づく報告の際に、複数の号に該当する場合は、より適確に該当すると判断する号により報告することとし、速報の後に他の号に該当することが明らかになった場合は、その旨を規則第3条第2項後段の規定に基づき、事故の詳細を記載した報告書（以下「<u>一般用電気工作物の事故の詳細</u>」という。）を提出することとする。 (5) (略)
3. 報告基準の各号について 規則第3条第1項の表及び第3条の2第1項の各号について、次のとおり解釈する。 【第3条の2第1項第1号】感電等の電気工作物に係る死傷事故 一 (略) (1)・(2) (略) (3) 運用上の注意点 ① (略) ② <u>小規模事業用電気工作物の事故の詳細</u>の提出に際しては、医師の診断書に傷害の治療に要する期間が記載されている場合には、当該期間を記載することが望ましい。	3. 報告基準の各号について 規則第3条第1項の表及び第3条の2第1項の各号について、次のとおり解釈する。 【第3条の2第1項第1号】感電等の電気工作物に係る死傷事故 一 (略) (1)・(2) (略) (3) 運用上の注意点 ① (略) ② <u>一般用電気工作物の事故の詳細</u>の提出に際しては、医師の診断書に傷害の治療に要する期間が記載されている場合には、当該期間を記載することが望ましい。
【第3条の2第1項第2号】電気火災事故 二 (略) (1)・(2) (略) (3) 運用上の注意点 火災の発生時には、その程度が「半焼以上」であることを<u>小規模事業用電気工作物の設置者</u>が直ちに判断することが困難な場合もある。判断に迷う場合は、鎮火後の状況を確認し、「半焼以上」であることを確認し、当該火災の原因が電気工作物に起因するものと判明した時点を「事故の発生を知った時」と解することとする。また、当該<u>小規模事業用電気工作物の設置者</u>自ら「半焼以上」であることを確認できない場合、消防署が「半焼以上」と判断することをもって、当該事故の火災の程度を「半焼以上」と判断することとする。	【第3条の2第1項第2号】電気火災事故 二 (略) (1)・(2) (略) (3) 運用上の注意点 火災の発生時には、その程度が「半焼以上」であることを<u>一般用電気工作物の所有者又は占有者</u>が直ちに判断することが困難な場合もある。判断に迷う場合は、鎮火後の状況を確認し、「半焼以上」であることを確認し、当該火災の原因が電気工作物に起因するものと判明した時点を「事故の発生を知った時」と解することとする。また、当該<u>一般用電気工作物の所有者又は占有者</u>自ら「半焼以上」であることを確認できない場合、消防署が「半焼以上」と判断することをもって、当該事故の火災の程度を「半焼以上」と判断することとする。

改正後	改正前
なお、電気工作物それ自体の火災のみの場合は、それが電気工作物自身の欠陥からの発火であっても、本号でいう「電気火災事故」としては扱わず、電気工作物の「破損事故」として扱う。	なお、電気工作物それ自体の火災のみの場合は、それが電気工作物自身の欠陥からの発火であっても、本号でいう「電気火災事故」としては扱わず、電気工作物の「破損事故」として扱う。
【第3条の2第1項第3号】電気工作物に係る物損等事故 三 (略) (1) (略) (2) 語句・文章の解釈 ① 「他の物件」：事故を発生させた<u>小規模事業用電気工作物の設置者</u>及び関係事業者でない第三者の物件のことをいう。 ② (略) ③ ②の場合、自然現象（台風、大雪、豪雨、地震等）を起因とした電気工作物の破損等に伴う他物損事故も対象となるが、<u>小規模事業用電気工作物の設置者</u>が事故の発生を防止するための対策を講じることが合理的に達成不可能な事故については対象から除くことができ、例えば、以下の事故が挙げられる。 イ～ニ (略) (3) 運用上の注意点 本号では、電気工作物の破損又は電気工作物の操作時のヒューマンエラーにより被害を与えたことが明らかになった時を「事故の発生を知った時」と解する。 なお、当該<u>小規模事業用電気工作物の設置者</u>が被害に対する適切な措置や対策を早期に講ずべき責務があることに留意すること。	【第3条の2第1項第3号】電気工作物に係る物損等事故 三 (略) (1) (略) (2) 語句・文章の解釈 ① 「他の物件」：事故を発生させた<u>一般用電気工作物の所有者又は占有者</u>及び関係事業者でない第三者の物件のことをいう。 ② (略) ③ ②の場合、自然現象（台風、大雪、豪雨、地震等）を起因とした電気工作物の破損等に伴う他物損事故も対象となるが、<u>一般用電気工作物の所有者又は占有者</u>が事故の発生を防止するための対策を講じることが合理的に達成不可能な事故については対象から除くことができ、例えば、以下の事故が挙げられる。 イ～ニ (略) (3) 運用上の注意点 本号では、電気工作物の破損又は電気工作物の操作時のヒューマンエラーにより被害を与えたことが明らかになった時を「事故の発生を知った時」と解する。 なお、当該<u>一般用電気工作物の所有者又は占有者</u>が被害に対する適切な措置や対策を早期に講ずべき責務があることに留意すること。
【第3条の2第1項第4号】主要電気工作物の破損事故 四 <u>小規模事業用電気工作物</u>に属する主要電気工作物の破損事故 (略)	【第3条の2第1項第4号】主要電気工作物の破損事故 四 <u>一般用電気工作物</u>に属する主要電気工作物の破損事故 (略)

電気関係報告規則第3条及び第3条の2の運用について（内規）（20210319保局第1号）の一部を改正する規程

新旧対照表

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
 改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
3. 報告基準の各号について 【第3条第1項の表第4号、第5号】主要電気工作物の破損事故 (略) (1) (略) (2) 語句・文章の解釈 ① (略) ② 「破損事故」：規則第1条第2項第5号に掲げるものをいい、<u>電気工作物の変形、損傷若しくは破壊、火災又は絶縁劣化若しくは絶縁破壊が原因で、当該電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、「直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならないこと」又は「その使用が不可能となり、若しくはその使用を中止すること」をいう。</u> ③ <u>「主要電気工作物の破損事故」：規則第1条第2項第6号に掲げるものをいい、主要電気工作物を構成する設備の破損事故をいう。ただし、「部品の交換等により当該設備の機能を容易に回復できる場合」は除く。</u> ④ 「直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならないこと」：例えば、電気工作物の機能低下が、運転中において想定されている機能低下の範囲を超えて急激に起きた場合であって、当該電気工作物の自動停止機能により運転が自動停止した場合<u>又は</u>操作員が緊急に手動停止した場合をいい、例えば以下の事故が挙げられる。 イ 落雷による太陽電池又はその附属設備の焼損 ロ 逆変換装置等の損傷に伴う運転停止 ハ 製造不良や故障等により発生した火災による蓄電所の電力貯蔵装置の焼損	3. 報告基準の各号について 【第3条第1項の表第4号、第5号】主要電気工作物の破損事故 (略) (1) (略) (2) 語句・文章の解釈 ① (略) ② 「破損事故」：規則第1条第2項第5号に掲げるものをいい、<u>電気工作物</u>が変形、損傷若しくは破壊、火災又は絶縁劣化若しくは絶縁破壊が原因で、当該電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、「直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならないこと」又は「その使用が不可能となり、若しくはその使用を中止すること」をいう。 (新設) ③ 「直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならないこと」：例えば、電気工作物の機能低下が、運転中において想定されている機能低下の範囲を超えて急激に起きた場合であって、当該電気工作物の自動停止機能により運転が自動停止した場合、<u>又は</u>、操作員が緊急に手動停止した場合をいい、例えば以下の事故が挙げられる。 イ 落雷による太陽電池又はその附属設備の焼損 ロ 逆変換装置等の損傷に伴う運転停止 ハ 製造不良や故障等により発生した火災による蓄電所の電力貯蔵装置の焼損

改正後	改正前
⑤ 「その使用が不可能となり、若しくはその使用を中止すること」：例えば、以下の事故が挙げられる。 イ 発電所の燃料貯蔵タンクにおいて、その貯蔵機能に支障が生じた結果、その使用が不可能となったこと、又は、その使用を中止することをいう。 ロ 太陽電池発電設備の支持物の倒壊・折損 ハ 水没による太陽電池モジュールや逆変換装置等の損傷に起因する太陽電池発電設備の停止 ニ 風車のブレードの折損 ホ 風車の支持物の倒壊 ⑥ 「<u>部品の交換等により当該設備の機能を容易に回復できる場合</u>」：例えば、以下の事故が挙げられる。 <u>イ 運転中又は使用中の逆変換装置（PCS）が故障した場合であって、部品や基板等の補修により機能を回復可能な場合</u> <u>ロ 運転中又は使用中の励磁装置が故障した場合であって、自動電圧調整器（AVR）の部品や弱電回路の基板交換等の補修により機能を回復可能な場合</u> <u>ハ 運転中又は使用中の調速装置が故障した場合であって、レギュレータの部品や弱電回路の基板交換等の補修により機能を回復可能な場合</u> <u>ニ 運転中又は使用中の除塵機が故障した場合であって、人力その他の代替手法により機能を回復可能な場合</u> ⑦ 主要電気工作物の破損事故の対象とならない例として以下の場合が挙げられる。 イ 停止を伴う点検中に不具合が発生した場合 ロ 運転中又は使用中の<u>主要電気工作物</u>に機能低下が認められた場合であって、<u>部品や基板の交換等の補修</u>（当該設備、機器の補修のための計画的な運転停止を含む。）により機能を回復可能な場合 (3) (略)	④ 「その使用が不可能となり、若しくはその使用を中止すること」：例えば、以下の事故が挙げられる。 イ 発電所の燃料貯蔵タンクにおいて、その貯蔵機能に支障が生じた結果、その使用が不可能となったこと、又は、その使用を中止することをいう。 ロ 太陽電池発電設備の支持物の倒壊・折損 ハ 水没による太陽電池モジュールや逆変換装置等の損傷に起因する太陽電池発電設備の停止 ニ 風車のブレードの折損 ホ 風車の支持物の倒壊 (新設) ⑤ 主要電気工作物の破損事故の対象とならない例として以下の場合が挙げられる。 イ 停止を伴う点検中に不具合が発生した場合 ロ 運転中又は使用中の<u>電気工作物</u>に機能低下が認められた場合であって、<u>補修</u>（当該設備、機器の補修のための計画的な運転停止を含む。）により機能を回復可能な場合 (3) (略)
【第3条第1項の表第6号】発電支障事故 (略) (1) (略)	【第3条第1項第6号】発電支障事故 (略) (1) (略)

改正後	改正前
(2) 語句・文章の解釈 ① (略) ② 「発電設備が直ちに運転が停止し、又はその運転を停止しなければならないこと」： 【第1項第4号、第5号】主要電気工作物の破損事故(2)④と同じ。 ③・④ (略) (3) (略)	(2) 語句・文章の解釈 ① (略) ② 「発電設備が直ちに運転が停止し、又はその運転を停止しなければならないこと」： 【第1項第4号、第5号】主要電気工作物の破損事故(2)③と同じ。 ③・④ (略) (3) (略)
【第3条第1項の表第7号】放電支障事故 (略) (1) (略) (2) 語句・文章の解釈 ① (略) ② 「蓄電所が直ちに運転が停止し、又はその運転を停止しなければならないこと」： 【第1項第4号、第5号】主要電気工作物の破損事故(2)④と同じ。 ③・④ (略) (3) (略)	【第3条第1項の表第7号】放電支障事故 (略) (1) (略) (2) 語句・文章の解釈 ① (略) ② 「蓄電所が直ちに運転が停止し、又はその運転を停止しなければならないこと」： 【第1項第4号、第5号】主要電気工作物の破損事故(2)③と同じ。 ③・④ (略) (3) (略)
【第3条の2第1項第4号】主要電気工作物の破損事故 (略) (1) (略) (2) 語句・文章の解釈 ① (略) ② 「破損事故」：規則第1条第2項第5号に掲げるものをいい、<u>電気工作物</u>の変形、損傷若しくは破壊、火災又は絶縁劣化若しくは絶縁破壊が原因で、当該電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、「直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならないこと」又は「その使用が不可能となり、若しくはその使用を中止すること」をいう。	【第3条の2第1項第4号】主要電気工作物の破損事故 (略) (1) (略) (2) 語句・文章の解釈 ① (略) ② 「破損事故」：規則第1条第2項第5号に掲げるものをいい、<u>電気工作物</u>が変形、損傷若しくは破壊、火災又は絶縁劣化若しくは絶縁破壊が原因で、当該電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、「直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならないこと」又は「その使用が不可能となり、若しくはその使用を中止すること」をいう。

改正後	改正前
③ <u>「主要電気工作物の破損事故」：規則第1条第2項第6号に掲げるものをいい、主要電気工作物を構成する設備の破損事故をいう。ただし、「部品の交換等により当該設備の機能を容易に回復できる場合」は除く。</u> ④ 「直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならないこと」：例えば、<u>主要電気工作物</u>の機能低下が、運転中において想定されている機能低下の範囲を超えて急激に起きた場合であって、当該電気工作物の自動停止機能により運転が自動停止した場合又は操作員が緊急に手動停止した場合をいい、例えば以下の事故が挙げられる。 イ・ロ （略） ⑤ （略） ⑥ <u>「部品の交換等により当該設備の機能を容易に回復できる場合」：例えば、運転中又は使用中の逆変換装置（PCS）が故障した場合であって、部品や基板の補修により機能を回復可能な場合をいう。</u> ⑦ （略） （3） （略）	（新設） ③ 「直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならないこと」：例えば、<u>電気工作物</u>の機能低下が、運転中において想定されている機能低下の範囲を超えて急激に起きた場合であって、当該電気工作物の自動停止機能により運転が自動停止した場合又は緊急に手動停止した場合をいい、例えば以下の事故が挙げられる。 イ・ロ （略） ④ （略） （新設） ⑤ （略） （3） （略）